

JSAF 特別規定アドバイザー対応マニュアル

JSAF 安全委員会

JSAF 特別規定アドバイザーはオーナーの申告を尊重し、申告書に記載されているすべての項目についての良否の判断に基づく責任は、アドバイザー、もしくは他艇の署名したオーナーに持つことはできず、申告した当該艇のオーナーにある。

申告受付マニュアル

1. 立会い希望艇は加盟団体事務局に特別規定立会いを申請する。
2. 事務局から立会いを求められたアドバイザーは申請した艇の連絡者とアポイントを取る。
3. 特別規定アドバイザーは、証書の発行に際し該当艇の備品・設備・その他チェック項目に関して一切の責任を負うものではないことを当該艇オーナーに説明すること。
4. 趣旨を十分説明し了解を得、責任の所在を確認した上でアドバイザーはチェックシートの質問を受け付けること。
5. チェックシートの項目において満足されていることを申告者から通知された時点でサインをすること。
6. 期間内に期限切れの備品がある場合には、有効期限内に有効な備品を補充することをアドバイスすること。
7. レース参加時には当該レース委員会よりインスペクションを受ける可能性があることを説明すること。
8. 違反した場合の罰則は重大な不正行為として、制裁を受ける可能性があり、最悪の場合には名誉の喪失があることをも理解させること。
9. 問は可能な限りメモをして、次回の JSAF 全国安全委員会で報告すること。

宣誓書登録

オーナー (FAX) JSAF 安全委員会 JSAF ホームページ公示 有効

宣誓書管理

宣誓書とチェックシートは艇に必ず保管。

アドバイザー交通費

JSAF で規定されている交通費を立会い時にオーナーからアドバイザーが受け取る。

更新・変更

そのつど申込金を指定口座に送金後、加盟団体に FAX で完了。

宣誓書有効期限

年度内。

アドバイザー申請書

JSAF安全委員会 殿

1. A講習会受講者

JSAF全国安全委員会A講習会を受講し、その他のアドバイザー資格の条件を満足したことを
申告いたします。

アドバイザー名

加盟団体会員番号

2. B講習会受講者

JSAF加盟団体安全委員会の開催するB講習会で、講義を受講して、その他のアドバイ
ザー資格の条件を満足したことを申告いたします。

外洋加盟団体名 _____ 講師名 _____

開催日時 年 月 日 時 ~ 日 時

開催場所 _____

開催内容

以上

ORC 特別規定アドバイザー認定制度

本制度は、ORC において外洋ヨットの安全面の備品・設備について設けられたSRの基準により安全設備の均一化を図ることで、公正なレース活動を行えるように指導 助言できる人たちを養成し認定することを目的とする。専門的基本知識を有した検査員により会員には適切な指導・助言・講習会などを行い、また、レース委員会にはインスペクションの指導 実施を行う。これにより会員のサービスに努める。

1. アドバイザー資格

有資格アドバイザーと共に最低2艇以上の立会の経歴のある者で、2年毎に行われるJSAF 全国安全講習会Aに参加した外洋加盟団体会員。もしくは、各外洋加盟団体で開催するA講習会を受講したアドバイザーによるB講習会を受講し終了を認められた外洋加盟団体会員。

2. 手続き

2-1. アドバイザー認定

A講習会を終了した後、または、B講習会を受講し、資格を満たしたものは申請書に記入し本部安全委員会事務局に提出する。

2-2. アドバイザー任期

2年毎の更新年度内

2-3. 退任

加盟団体会員の資格を喪失したものは自動的に退任となる。

任意の退任は妨げない。

退任するにあたり、本人が本部安全委員会宛てに退任の旨を伝える。

3. 職務

3-1. 講習会の開催。

3-2. 特別規定受験者への助言 特別規定立ち会い 証書承認サイン。

3-3. レース委員会への助言 インスペクションの実施。

4. 義務

4-1. 立会い

会員より所属加盟団体事務局に立会いを申込まれた場合、できるだけ速やかに対応しなければならない。

4-2. 公平性

立会いは分け隔てなく公平に忠実に行わなければならない。

4-3. 守秘義務

艇の一切のプライバシーを口外しないこと。

4-4. 自艇の立会い

自艇のチェックはできるが、立会いは不可とする。

付則

本規則は2005年01月30日、JSAF全国安全委員会で承認され制定し、2005年02月1日より施行される。